**西宮市立〇〇〇学校PTA会則**

この会則（規約）のひな型は、あくまで一例として挙げさせていただいているものであり、必ずしもこの通りに作成しなければならないものではありません。

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、〇〇〇〇（以下、本会という。）と称し、事務局を西宮市立〇〇〇学校（以下、本校という。）に置く。

（目的）

第２条　本会は、会員相互の協力により、本校に在籍するすべての児童（生徒）の健全な育成と教育的環境の向上をはかることを目的とする。

組織としての目的を具体的に記載しておきましょう。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事業の内容を具体的に記載しておきましょう。

（２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　：

　：

（方針）

第４条　本会は、教育を本旨とする民主的団体で次の方針に従って活動する。

（１）民主・独立のもと、特定の政党、宗教思想に偏ることなく、他の団体又は機関の支配や干渉を受けない。

（２）児童、青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。

（３）本校の人事や運営に干渉しない。

第２章　会員・役員等

（会員）

任意加入であることや会員の資格・義務・権利などを記載しておくとよいでしょう。

第５条　本会の会員となる資格を有する者は、第２条の目的に賛同する次の者をもって構成し、本人による入会する旨の書面の提出をもって会員とすることができる。

（１）本校に在籍する児童（または生徒）の保護者

（２）本校の教職員

２　退会は次の方法による。

入会・退会の方法についても記載しておくとよいでしょう。

（１）本人による退会届の提出があったとき

（２）本条前項に規定する入会資格を喪失したとき

（役員の種類）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長

（２）副会長

　：

　：

役員の種類や人数、職務、任期、選出方法などを各条で定めておきましょう。

（役員の選出方法や職務、任期などは、規則・細則で別に定めることもできます。）

（役員の選出）

第７条　前条の役員は、会員の中から選出する。

２　役員は○○の方法により選出する。

３　前項にかかわらず、役員が選出できない場合は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・とする。

４　役員に欠員が生じた場合は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（役員の職務）

第８条　会長は、会を代表して会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

：

：

「１年」や「総会から総会まで」など、役員の任期を定めておきましょう。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は○○○とする。ただし、再任は妨げない。

２　役員の欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第10条　本会に顧問を置く。

２　顧問は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。

３　顧問は、本会の総会その他会合に出席し意見を述べることができる。

第３章　総会・委員会

（定期総会）

第11条　定期総会は、年○回とする。

総会の内容（回数、招集方法、成立条件、審議内容、決議方法など）を、各条で定めておきましょう。

（総会の招集）

第12条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、必要と認めるとき、臨時総会を招集することができる。

３　会長は、会員の〇分の〇以上の要求があった場合、臨時総会を招集しなければならない。

（総会の審議）

第13条　総会は、会長が議長となり次の事項を審議する。

（１）前年度事業報告及び決算

（２）新年度事業計画及び予算

（３）役員の選任及び解任

（４）会計監査

（５）会則等の改正

　：

　：　その他必要な事項

総会を書面等の方法でも開催できるよう、条文で定めておくとよいでしょう。

（総会の進行）

第14条　総会は、全会員の３分の１の出席（委任状の提出があった者を含む）により成立する。

２　前項に関わらず、会長が必要と認めるときは、書面等の方法によることができる。

（総会の議決）

第15条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

２　総会が書面等による場合は、全会員の過半数の同意により決する。

（総会の議事録）

第16条　総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

（役員会の構成）

第17条　本会の中に、役員会を置く。

役員会（団体によっては「総務会」など）を組織する場合は、その構成内容や審議事項などを定めておくとよいでしょう。

２　役員会は、第６条で定める役員をもって構成する。

（役員会の審議事項）

第18条　役員会は、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議及び議決する。

　（１）総会に付すべき事項

　（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

　　：

　　：　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（委員会の構成）

委員会を組織する場合は、その構成内容などを定めておくとよいでしょう。

（委員の選出方法や職務、任期などは、規則・細則で別に定めることもできます。）

）

第19条　本会の中に、次の委員会を置くことができる。

　（１）〇〇〇〇委員会

　（２）〇〇〇〇委員会

２　前項の委員会は、次の方法により選出した委員をもって構成する。

　（１）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　：

　　：

３　各委員会は、委員長、副委員長を選出する。

第４章　会計

（経費）

第20条　本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

活動の財源について記載しておくとよいでしょう。

（会費）

第21条　会費は、○○○あたり〇〇円とする。

２　会員が年度途中に入退会した場合は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・とする。

会費の金額や徴収方法などを定めておきましょう。

（規則・細則で別に定めることもできます。）

３　特別な事情がある場合、会長は、会費の減額又は猶予若しくは免除することができる。

（会計年度）

第22条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

会計年度・会計報告・会計監査について記載しておきましょう。

収支報告書や財産目録など、決算報告のために作成する書類を定め、会計監査の実施と総会での承認を受けることを記載しておくとよいでしょう。

（会計報告）

第23条　収支報告書と財産目録を作成し、これを年１回総会で報告して承認を得なければならない。

（会計監査）

第24条　本会の会計を監査するため、○名の会計監査をおく。

２　会計監査の選出は、会員の中から会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。ただし、第５条で定める役員との兼任はできない。

３　会計監査の任期は１年とする。ただし、次期役員を選出する総会を開催する月の末日まで、任期を延長又は短縮することができる。

４　会計監査は、その年度の会計に対して○月に監査を行い、結果を定期総会で報告する。

第５章　その他

（個人情報の取り扱い）

第25条　本会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理及び開示については、別に西宮市立〇〇〇学校PTA個人情報取扱規則を定め、適切に運用するものとする。

別に定める規則・細則の例として、「個人情報の取扱規則」、「会計規則」、「慶弔及び見舞金規則」、「インターネット運用規則」などがあります。

（規則及び細則）

第26条　この会則の施行に必要な規則及び細則を別に定める。

（改正又は廃止）

第27条　この会則は、総会出席者の〇分の〇以上の賛成があれば改正又は廃止することができる。

会則の改正や廃止について、必要な条件などを定めておきましょう。

附則

この会則は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。